

ダムの放流時における通知先に「報道機関」を追加

平成30年7月豪雨を踏まえた「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言（H30.12）を受けて、より確実に住民避難が行われるよう情報提供の充実を図る必要があることから、本県では、ダムの貯水能力が限界を迎える（異常洪水時防災操作）見込みとなった際、新たに報道機関へその旨情報伝達することとしています。

- 1 対象ダム
西之谷ダム，川辺ダム，大和ダム
- 2 伝達時期
 - (1) ダムの貯水能力が限界を超える見込みと判断されたとき
 - (2) ダムの貯水能力が限界を超えたとき
 - (3) ダムの貯水能力の範囲内に低下し，今後超える見込みがないとき
- 3 伝達者
鹿児島地域振興局，南薩地域振興局
大島支庁の建設部長
- 4 伝達方法
伝達様式をFAX等で送付



奄美豪雨時の大和ダム（H22. 10）

